

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

項 目	施行日	内 容
① 趣 旨	平成22年12月10日	●障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活を支援するための法改正であることを明記
② 障害者の範囲の見直し	平成22年12月10日	●発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
③ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成23年10月1日	●グループホーム・ケアホーム利用の障の助成を創設 ●重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行制度、個別給付化）
④ 利用者負担の見直し	平成24年4月1日	●利用者負担について、応給負担を原則に ●障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
⑤ 相談支援の充実	平成24年4月1日	●相談支援体制の強化 （市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上設置付け、地域移行支援・地域生活支援の個別給付化） ●支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を助産）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
⑥ 障害児支援の強化	平成24年4月1日	●児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行） ●放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ●在園児数の延長措置の見直し （18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応できるよう見直し。その際、既に入所している者が減額せられることのないようにする。）
その他		(1) 「その有する能力及び適正に及び」の削除 (2) 児童サービスに係る利用年齢の特例 (3) 障害の発現に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討 (4) 成年後見制度利用支援事業の法整備 (5) 事業者の業務管理体制の整備 (6) 精神科医療連携体制の整備等 平成22年12月10日施行 平成24年4月1日施行

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〒100-6920 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL.03-3581-9511 FAX.03-3581-4695

資料 1-3

平成23年
10月版

障害者自立支援法の サービス利用について



全国社会福祉協議会

障害者自立支援法

障害者が地域で安心して暮らせる 社会の実現をめざします

はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、充実が図られました。しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ①身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

障害者 自立支援法の ポイント

- ①障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む））にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所需に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます

障害者自立支援法による、
総合的な自立支援システムの全体像は、
自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています



福祉サービスの新体系

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や施策すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が一定程度、可能となります。



福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



(※) 表中の「※」は「身体障害者」、「※」は「知的障害者」、「※」は「精神障害者」、「※」は「障害児」のことです。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設(サービス)と居宅サービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療養施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と施設入所支援を組み合わせて利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

● 見直し後

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

- 療養介護*
- 生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型＝雇用型、B型)
- 地域活動支援センター(地域生活支援事業)

*療養介護については、医療機関への入所とあわせて実施



住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援
- 又は
- 居住支援(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

市町村事業

事業名	内 容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を助けるために、手話通訳や点字通訳、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

都道府県事業

事業名	内 容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。



利用の手続き

■支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

障害者の心身の状況（障害程度区分）

社会活動や介護者、居住等の状況

サービスの利用意向

訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。

※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す5段階の区分（区分1～5：区分5の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話が進まないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。



※同行保護の利用や他の場合は、別に同行保護アセスメントによるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関する106項目のアセスメント、障害程度区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害程度区分の認定は行わないものとします。

一定期間、サービスを利用し、

①ご本人の利用意思の確認

②サービスが適切かどうかを確認

確認ができたなら、評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果をふまえて本支給決定が行われます

利用者負担の仕組みと改善策

利用者負担は現在、サービス量と所得に基いた負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
利用者負担	1 利用者負担の負担上限月額設定(所得に応じて)					
	3 高額障害福祉サービス費(所得での所得制限負担上限)					
	2 医療型個別減免 (医療、食事療養費と 合わせて上限額を 設定)					
食費・光熱水費等	8 生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)					
	4 減額給付 (食費・光熱水費 負担を減免)					
	5 減額給付 (食費・光熱水費 負担を減免)					

障害者の利用者負担

1 月ごとの利用者負担には上限があります

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給者等	0円
世帯別	市町村税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村税非課税世帯(所得額15万円以下(未満)) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ ケアホーム利用者を除きます(注2)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人までで世帯員全員が受給者、収入が税額20万円以下の世帯が対象となります。
(注2) 収入が税額20万円以下の世帯が対象となります。
(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村税非課税世帯の世帯、「一般2」となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する1人、18歳を越す)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する1人、18歳を越す)	保護者のいる世帯または世帯での世帯

※世帯の所得は、世帯員1人につき14万5千円に設定されています。

2 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

医療型個別減免

●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

(20歳以上の入所者の場合)

●低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

【例】認知症高齢者施設利用者(平均年収：年収22.8万円、世帯4.4万円)、障害認定年金1級受給者(年金月額99,500円)の場合

20歳以上施設入所者等の医療型個別減免

認定収入額(82,508円)			
手元に残る額		負担額	減免額
その他生活費(※1) (28,000円)	福祉部分定率負担相当額(※2) (22,900円)	食事療養費負担額 (14,880円)	医療費部分利用者負担額 (24,600円)

※1 その他生活費
(注1) 収入が15万円以下(未満)の方→25,000円
(注2) 収入が15万円以上(超過)の方→25,000円
(注3) 収入が15万円以上(超過)の方→25,000円
(注4) 収入が15万円以上(超過)の方→25,000円